

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和7年2月17日（月） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 5名

1 番	佐 藤 周 君	3 番	河 島 紀美恵 君
4 番	宮 崎 雅 薫 君	5 番	長 沢 正 君
6 番	杉 本 一 彦 君		

○欠席委員 1名

2 番 井 戸 清 司 君

○出席議員 8名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	村 上 祥 平 君	議 員	杉 本 憲 也 君
〃	鈴 木 絢 子 君	〃	竹 本 力 哉 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	大 川 勝 弘 君

○オブザーバー 6名

議 員	犬 飼 このり 君	議 員	田久保 眞 紀 君
〃	重 岡 秀 子 君	〃	虫 明 弘 雄 君
〃	浅 田 良 弘 君	〃	四 宮 和 彦 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
係 長	福 王 雅 士	主 査	野 田 昌 伸
主 事	高 橋 綾		

○会議に付した事件

1 市議会3月定例会の運営について

- (1) 特別委員会中間報告について
- (2) 議案の付託、即決について
- (3) 人事案の取扱いについて
- (4) 請願、陳情の取扱いについて
- (5) 予算大綱質疑について
- (6) 一般質問について
- (7) 所管事務調査の議決について

(8) 会期及び日程について

(9) その他

2 その他

(1) 令和 6 年度議会費 3 月補正予算について

(2) 令和 7 年度議会費当初予算について

(3) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君） 2 番井戸清司委員から、欠席の届出があったので報告する。また、これに伴い、虫明弘雄議員がオブザーバーとして出席しているので、ご承知おき願う。

○委員長（宮崎雅薫君） 日程第 1、市議会 3 月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず(1) 特別委員会中間報告についてから(7) 所管事務調査の議決についてまでを協議、決定し、それを基に(8) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

(1)から(7)まで、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明をさせていただく。

まず、(1) 特別委員会中間報告についてである。さきの 1 2 月定例会以降に開催された議会改革特別委員会の中間報告を初日の本会議においてお願いする。

次に、(2) 議案の付託、即決についてである。資料の 1 ページから 5 ページまでをご参照願う。提出議案については、条例 1 0 件、補正予算 8 件、新年度予算 1 0 件、人事案 3 件、以上 3 1 件である。

それぞれについて概略を説明する。最初に、条例 1 0 件について申し上げる。

まず、市議第 4 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、刑法等の一部を改正する法律等が公布され、これまで懲役、禁錮とされていた刑罰名称が拘禁刑に改められたことに伴い、引用字句を整理するもので、令和 7 年 6 月 1 日からの施行となる。なお、関係条例は 1 0 件で、伊東市議会の個人情報の保護に関する条例も含まれている。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第 4 2 号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例は、令和 6 年人事院勧告にお

いて、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職の給与等に関して勧告されたことに伴う改正である。令和6年12月期の期末手当を、定年前再任用短時間勤務職員以外は1.225月から1.275月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.6875月から0.7125月に引き上げ、令和7年度以降は、定年前再任用短時間勤務職員以外は6月期、12月期ともに1.25月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.7月に改正し、令和6年12月期の勤勉手当を、定年前再任用短時間勤務職員以外は1.025月から1.075月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.4875月から0.5125月に引き上げ、令和7年度以降は、定年前再任用短時間勤務職員以外は6月期、12月期ともに1.05月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.5月に改正し、給料表については、若年層に重点を置きつつ、全体的に引き上げるとともに、技能労務職給料表の号給数の調整を実施するほか、その他の手当についても、扶養手当の対象から配偶者を外し、子に係る手当額を引き上げるほか、静岡県全域が地域手当の支給対象となったことに伴い支給規定を設けるなど所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、うち、号給数の調整を除く給料表と令和6年度中の期末手当及び勤勉手当に係る改正規定は、令和6年4月1日からの適用となるが、号給数の調整と扶養手当、地域手当等及び令和7年度以降の期末手当、勤勉手当に係る改正規定については、令和7年4月1日からの施行となる。また、一般職給料表を準用している会計年度任用職員に係る給料及び報酬の改正についても、公布の日から施行し、令和6年4月1日からの適用となる。なお、年度内に差額の支給を行いたいことから、3月定例会における各会計補正予算と同様に、議案審議の日に即決の扱いで願います。

次の、市議第43号 伊東市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和6年10月11日付、伊東市特別職報酬等審議会の答申に基づき、副市長及び教育長の給料を引き上げるための改正である。改正内容は、副市長の月額給料を72万7,000円から73万5,000円に、教育長の月額給料を66万8,000円から67万6,000円に、それぞれ引き上げるもので、令和7年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第44号 伊東市職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、雇用保険法上の基本手当に関する内容が改正され、手当の給付日数の延長に関する暫定措置の要件のうち、受給資格に係る離職の日が、令和7年3月31日以前から令和9年3月31日以前とされたこと等に伴い、引用条項等を整理するもので、令和7年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第45号 伊東市職員退職等による給与金支給条例等を廃止する条例は、本条例により規定する給与金の支給対象者が存在しなくなったことによるもので、公布の日からの施

行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第４６号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律が施行され、これまで権限移譲されていた宅地造成等規制法に関する事務を静岡県に返還することに伴い、関係条項を削除するほか、都市計画法に基づく開発行為に係る手数料について、開発区域の面積に応じたものを設定するとともに、条項の整理を行うもので、公布の日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の、市議第４７号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、栄養士法の改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となることに伴い、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、これまで栄養士の配置を求めていた規定について、管理栄養士を追加するため、関係条項を整理するもので、令和７年４月１日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第４８号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行され、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額が引き上げられたことに伴う関係条項の改正と、厚生労働省が策定した「保険料水準統一加速化プラン」により県内保険料水準の完全統一目標年限が令和１７年度までとされたことを受け、静岡県においては、令和１１年度末までの納付金ベースの統一を目標としたことに伴い、計画的に税率を引き上げていくための改正で、令和７年４月１日からの施行となる。ただし、改正後の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしている。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第４９号 伊東市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、市営田代住宅の一部の用途廃止に伴い設置戸数を削減するほか、用語の整理を行うもので、改正内容は、田代住宅の第１を３０戸から２５戸に、第３を３１戸から２３戸に減じるとともに、条文及び別表中、合併浄化槽を合併処理浄化槽に改めるもので、公布の日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の、市議第５０号 伊東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、消防団員退職報償金の支給基準のうちの勤務年数において、新たに３５年以上の区分が追加されたことに伴い、別表、退職報償金支給額表について所要の改正を行うもので、令和７年４月１日からの施行となる。ただし、改正後の規定は令和７年４月１日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるものとしている。常任総務委員会への付託をお願いする。

以上が条例１０件の説明となるが、今後、伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例が、国の政令が公布され次第、追加提出される予定となっている。提出されたら、改めて議会運営委員会を開催することなく、一般質問の後に予定される議案審議の日程に組みさせていただき、常任総務委員会への付託をお願いしたい。なお、議案審議の際には、議事日程を改めて作成、配付させていただく。

続いて、補正予算８件について申し上げる。まず、市議第５１号 令和６年度伊東市一般会計補正予算（第６号）について、補正予算の規模は１０億７，３７６万５，０００円の追加で、補正後の額を３３５億４，３９８万１，０００円とするものである。

主な補正内容は、歳出全般の人件費等において、令和６年人事院勧告を反映して、正規職員及び会計年度任用職員に係る経費を整理することをはじめ、総務費では、普通交付税の再算定により、新たに臨時財政対策債償還費分が算定されたことに伴う減債基金積立金の増額や、令和７年度当初にかけての切れ目のない経済対策として生活環境向上対策事業を追加計上するもので、民生費では、大口の寄附金があったことに伴う福祉基金積立事業の増額をはじめ、国の補正予算成立に伴い、住民税非課税世帯１世帯当たり３万円及び同世帯における１８歳以下１人につき２万円を給付する価格高騰重点支援給付金給付事業の追加や、自立支援給付費の不足が見込まれる障害者自立支援事業の増額と、国基準単価改定等に伴う私立保育園関係経費の増額のほか、対象者数が見込みを下回ったことにより児童手当及び児童扶養手当を減額するとともに、受診者数が見込みを上回ったことに伴う子育て支援医療費助成費と、医療扶助が見込みを上回ったこと等に伴う生活保護扶助費をそれぞれ増額するものである。

土木費では、一般市道整備事業において、事業の進捗調整等に伴い、費目の組替え等、事業費を整理するほか、国交付金の減額内示に伴い、橋りょう長寿命化事業を減額するもので、消防費では、令和６年人事院勧告を反映し、職員の給料等が増額となることに伴う駿東伊豆消防組合負担金の増額や、国の補正予算成立により新たな交付金制度が創設されたことに伴い、令和７年度に購入予定であった防災資機材の一部を前倒しで購入することとした防災資機材整備事業を増額するものであり、教育費では、小学校施設改修等事業や中学校施設改修等事業において、事業費確定や事業見直しにより整理するものである。

歳入においては、国の補正予算成立に伴う物価高騰等対策に係る交付金の増額をはじめ、補正する事業に見合った国県支出金の増減の整理のほか、大口の寄附があった民生費寄附金や普通交付税の再算定がされた地方交付税を増額するものである。また、繰越明許費として９事業、１０億４，９４５万円の計上を行っているほか、養護老人ホームをはじめ、指定管理施設における光熱水費等物価高騰分に対する補助金について、事業費ごとに計上を行っている。

なお、本会議における質疑については、６つに区分し、１つ目として歳出第１款議会費及び

第2款総務費、2つ目として第3款民生費及び第4款衛生費、3つ目として第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費、4つ目として第9款消防費、第10款教育費及び第14款予備費、5つ目として歳入全般、6つ目として地方債の補正及び繰越明許費、以上6つに区分して質疑を行わせていただきたい。

次に、市議第52号 令和6年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第3号）については、補正内容は歳出の人件費等において、令和6年人事院勧告を反映して、正規職員及び会計年度任用職員に係る経費を整理するもので、財源として予備費を減額して調整するものである。

次に、市議第53号 令和6年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、補正予算の規模は770万2,000円の追加で、補正後の予算規模を85億6,937万8,000円とするものである。補正内容は歳出において、令和6年人事院勧告を反映して、正規職員及び会計年度任用職員に係る経費を整理するほか、単価等確定に伴うオンライン資格確認システム等運営費負担金や、基金利子の増額に伴い積立金を増額するもので、歳入においては基金利子のほか、人件費の増額に伴う一般会計繰入金と基金繰入金を増額するものである。

次に、市議第54号 令和6年度伊東市土地取得特別会計補正予算（第1号）については、補正予算の規模は10万6,000円の増額で、補正後の予算規模を2,600万6,000円とするものである。補正内容は歳入においては、基金利子の増額と令和5年度決算確定に伴う繰越金の増額で、歳出においては、利子の増額に伴う土地開発基金への繰出金の増額と調整としての予備費の増額である。

次に、市議第55号 令和6年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、補正予算の規模は758万6,000円の追加で、補正後の予算規模を95億3,384万9,000円とするものである。補正内容は、歳出においては各事業費における人件費等について、令和6年人事院勧告を反映して正規職員及び会計年度任用職員に係る経費を整理するもので、歳入においては、歳出の増額に伴い国庫支出金をはじめ、支払基金交付金、県支出金のほか、一般会計繰入金、基金繰入金等を増額するものである。

次に、市議第56号 令和6年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、補正予算の規模は9,908万9,000円の増額で、補正後の予算規模を27億9,254万7,000円とするものである。補正内容は歳出において、令和6年人事院勧告を反映して正規職員及び会計年度任用職員に係る経費を整理するほか、概算請求額の確定等に伴い、広域連合に対する療養給付費負担金や保険料負担金を増額するもので、歳入では、広域連合の決算見込みに伴う医療保険料の増額のほか、療養給付費の増額等に伴う一般会計からの繰入金の増額などが主なものである。

次に、市議第５７号 令和６年度伊東市病院事業会計補正予算（第１号）については、本補正は、収益的収支において支出の増額を行うもので、収益的支出を５５万３，０００円増額し、補正後の額を３億７，９４６万８，０００円にするものである。補正の内容は、収益的支出の医業費用について令和６年人事院勧告を反映し、給与費を増額するものである。

次に、市議第５８号 令和６年度伊東市下水道事業会計補正予算（第３号）については、本補正は収益的収支において支出の増額を、資本的収支において収入及び支出の減額を行うもので、収益的支出は９２４万６，０００円増額し、補正後の額を１５億８，８９０万９，０００円に、資本的収入は９，９００万円減額し、補正後の額を８億６，３４８万２，０００円に、資本的支出は９，５３２万７，０００円減額し、補正後の額を１３億１，７１７万２，０００円にそれぞれするもので、また、設定済みの債務負担行為の変更と企業債の減額についても併せて補正するものである。補正の内容は、収益的支出の営業費用については、令和６年人事院勧告を反映し各費目における給料等を増額するほか、営業外費用については、不足が見込まれる消費税及び地方消費税を増額するもので、資本的収支については、国庫補助事業不採択などにより企業債、国庫補助金及び工事請負費を減額するほか、令和６年人事院勧告を反映し、事務費における給料等を増額するものである。なお、予算第５条に定めた内水浸水想定区域図及びハザードマップ作成業務委託料の債務負担行為に関し期間を延長する補正を、予算第６条に定めた下水道建設事業費に係る起債に関し事業費の補正に合わせて限度額を減額する補正を、利益剰余金の処分を定めた予算第１１条の規定を削除する補正を併せて行うとしている。

以上、市議第５１号から市議第５８号までの８件の補正予算については、これまでの例に倣い、委員会付託を省略し、即決とさせていただく。具体的には、この後の会期及び日程についてにおいて説明するが、２月２６日（水）は説明のみとし、３月１２日（水）に予定されている議案審議の日に質疑から入り、決定をお願いしたい。

次に、新年度予算１０件については、これまでの例により予算大綱質疑終結後、一般会計は予算・決算特別委員会に、特別会計及び企業会計については所管の常任委員会に、それぞれ付託をお願いする。

続いて、(3) 人事案の取扱いについてである。資料６ページのご参照を願う。

まず、市選第４号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、令和７年３月３１日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員松屋永久氏の後任者の選任の同意を求めるものである。次に、市諮第３号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和７年６月３０日に任期満了となる人権擁護委員富永博道氏の後任者の推薦について、意見を求めるものである。次に、市諮第４号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和７年６月３０日に任期満了となる人権擁護委員日吉光余氏の後任者の推薦について、意見を求めるものである。

次に、(6) 一般質問についてである。申合せにより、答弁込みの持ち時間50分以内として、予算大綱質疑の後に一般質問を行う。一般質問の順序について申し上げる。会派の構成は4人の中会派が2つ、3人の小会派が2つ、2人会派が1つとなっているので、会派の順序は、これまでの例により、中、中、小、中、小、中、2人会派の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。4人会派及び3人会派におけるそれぞれの順序については、これまでのローテーションに基づき、4人会派は自由民主 伊東、正風クラブの順、3人会派は伊東未来、公明党の順で願います。したがって、1番目自由民主 伊東、2番目正風クラブ、3番目伊東未来、4番目自由民主 伊東の2人目、5番目公明党、6番目正風クラブの2人目、7番目政和会の順となり、これを繰り返し、最後に、会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員の順序については通告順となる。一般質問の通告期限については、さきの12月13日（金）開催の本委員会においても申し上げたが、本来ならば、告示日から大綱質疑通告期限の前開庁日の26日（水）の正午までとなるところであるが、25日（火）に市長の予定が入っているため、26日（水）を議案説明の2日目として本会議を開催し、一般質問の通告期限を25日（火）の正午までとしていただきたいと思います。

なお、定例会の具体的な日程については、この後の(8) 会期及び日程についてにおいて協議いただくこととなるが、先例によれば、議案番号順に上程するため、26日（水）に新年度予算案の説明を行うこととなるが、翌日正午が予算大綱質疑の通告期限となり、通告に支障を来すため、議案説明の順番を入れ替えて、開会初日の21日（金）に市長の施政方針に引き続き、新年度予算案の説明を行うこととし、今後についても同様の取扱いをお願いしたいと存ずる。あわせて、一般質問の2日目が予定される3月10日（月）は、市長に公務があるので、質問者は4人とさせていただきたい。今定例会においては、例外的な取扱いが多くなるが、通告期限にかかわらず、極力早めの通告に協力いただくようお願い申し上げます。あわせて、一般質問をされる議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存ずるが、質問の趣旨を的確に伝え、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨むことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくとともに、新年度予算に係る内容及び他の提出議案に直接触れないように願います。

次に、(7) 所管事務調査の議決についてである。各常任委員会及び議会運営委員会所管事務に係る令和7年度議会閉会中における継続調査の議決をお願いする。会期中における各常任委員会及び議会運営委員会の開催に際し、決定をお願いしたいと思う。

以上で、(1) 特別委員会中間報告についてから、(7) 所管事務調査の議決についてまでの説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 特別委員会中間報告について、質疑、意見を伺う。発言を許

す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 予算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

それでは、予算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（佐藤 周君）行う。

○3番（河島紀美恵君）行う。

○5番（長沢 正君）行う。

○6番（杉本一彦君）行う。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、政和会及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、政和会及び会派に所属していない議員の４人が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大５会派及び会派に所属していない議員４人ということで調整し、決定させていただきたい。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）ただいまの実施人数を踏まえ、予算大綱質疑の順序について申し上げる。１日目の１番目正風クラブ８０分、２番目自由民主 伊東８０分、３番目公明党６０分。２日目の１番目伊東未来６０分、２番目政和会４５分、３番目から６番目までは会派に所属していない議員、それぞれ２５分となる。

○委員長（宮崎雅薫君）予算大綱質疑については、予算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても説明のとおりでお願いします。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、２月２７日（木）の正午までとしているのでご留意願う。

次に、(6) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

それでは恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○１番（佐藤 周君）１人。

○３番（河島紀美恵君）３人。

○５番（長沢 正君）１人。

○６番（杉本一彦君）１人。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、政和会及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、政和会が２人、会派に所属していない議員は４人が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については最大１２人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）ただいまの実施人数を踏まえ、一般質問の順序について申し上げる。

1 日目の1 番目自由民主 伊東1 人目、2 番目正風クラブ、3 番目伊東未来、4 番目自由民主 伊東2 人目、5 番目公明党。2 日目の1 番目政和会1 人目、2 番目自由民主 伊東3 人目、3 番目政和会2 人目、4 番目会派に所属していない議員。3 日目の1 番目から3 番目まで会派に所属していない議員となる。

○委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1 人5 0 分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりでお願いします。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、2 月2 5 日（火）の正午までとしているのでご留意願う。また、予算大綱質疑の通告と重ならぬよう通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いします。

次に、(7) 所管事務調査の議決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

所管事務調査の議決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) 会期及び日程について及び(9) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）まず、(8) 会期及び日程についてである。資料7 ページ及び8 ページをご参照願う。会期は、2 月2 1 日（金）から3 月2 4 日（月）までの3 2 日間の提案である。先ほどの大綱質疑及び一般質問の実施人数を踏まえ、順を追って説明する。2 月2 1 日（金）は、開会、議事に入り、会期の決定、特別委員会中間報告の後、市長施政方針説明に引き続き、新年度予算1 0 件の説明となる。2 2 日（土）、2 3 日（日）、2 4 日（月）は休会、2 5 日（火）は、先ほどの説明のとおり一般質問通告期限、2 6 日（水）は、条例1 0 件及び補正予算8 件の説明をお願いし、2 7 日（木）は予算大綱質疑の通告期限となる。2 8 日（金）は本会議なし、3 月1 日（土）、2 日（日）は休会、3 日（月）は本会議なし、4 日（火）は予算大綱質疑の1 日目、5 日（水）も本会議なし、6 日（木）は予算大綱質疑の2 日目をお願いする。7 日（金）は一般質問の1 日目、8 日（土）、9 日（日）は休会、1 0 日（月）は一般質問の2 日目で、質問者は4 人となり、1 1 日（火）は一般質問の3 日目となる。1 2 日（水）は議案審議に入り、条例9 件の所管常任委員会への付託及び条例1 件、補正8 件の即決をお願い

いし、本会議終了後、議場にて予算・決算特別委員会を開催し、一般会計予算を所管分科会に分割送付する。１３日（木）は福祉文教委員会及び分科会を、１４日（金）は観光建設委員会及び分科会を、午前１０時から第２委員会室にて続けて開催をお願いする。１５日（土）、１６日（日）は休会、１７日（月）は常任総務委員会及び分科会を午前１０時から第２委員会室にて続けてお願いし、１８日（火）は議場にて予算・決算特別委員会となる。１９日（水）は本会議なし、２０日（木）は休会、２１日（金）に議会運営委員会をお願いし、２２日（土）、２３日（日）は休会、２４日（月）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及びご決定、人事案のご決定などをお願いする。

次に、(9) その他であるが、事務局からは特にない。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(8) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

○オブザーバー（浅田良弘君）３月１０日の一般質問２日目について、質問者は４人か。

○事務局長（富岡 勝君）そのとおりである。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(9) その他について、事務局からはないとのことであるが、３月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○オブザーバー（四宮和彦君）庁舎内に確定申告の会場がなくなったにもかかわらず、確定申告に必要な書類を取りに来庁する人がすごく多く、来庁者駐車場から国道まで渋滞していることもあった。最近の状況は落ち着いているので大丈夫だとは思いますが、確定申告の期限が迫る２月下旬から３月上旬にかけて、そのような事態が発生しないとも限らない。議員用に駐車場を確保することが可能か、当局と調整をしていただきたい。

○委員長（宮崎雅薫君）先日の渋滞は、年金受給者の還付申請によるものである。対象者に税務署から通知が送付されたためであったと把握している。事務局長から当局に確認してもらえるか。

○事務局長（富岡 勝君）特に課税課から聞いている情報はないが、議員が本会議等への出席に支障がないようにしていきたい。

○委員長（宮崎雅薫君）その辺りは、もう一度確認しておく。基本的に確定申告の相談は、課税課で行っていないが、年金受給者の還付申請等により、多くの来庁者が見込まれる場合は、対

応してもらえようをお願いしていく。

ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第１、市議会３月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第２、その他を議題とする。

(1) 令和６年度議会費３月補正予算についてから(3) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）２ その他について申し上げます。まず、(1) 令和６年度議会費３月補正予算についてである。資料の９ページをご参照願う。３月定例会にお願いする議会費補正は、９７万６，０００円を追加して、補正後の額を２億１，５９４万２，０００円とするもので、補正内容は、令和６年人事院勧告を反映して、事務局職員に係る経費を整理するほか、不足が見込まれる時間外勤務手当の増額を行うものである。

次に、(2) 令和７年度議会費当初予算についてである。資料の１０ページ及び１１ページの議会費予算事項別明細書をご参照願う。本資料は、事務局職員の人件費と議会関係費の２つの事業を総括したものである。令和７年度における議会費の総額は、２億１，３６１万１，０００円で、前年度当初予算に対し１２６万７，０００円、率にして０．６％の減となっている。

それでは、節別に説明する。第１節報酬８，９９４万円は、定数の２０人分の議員報酬である。２節給料２，５０８万７，０００円は、事務局職員６人の給料で、３節職員手当等５，０４７万４，０００円は、議員期末手当のほか、事務局職員の各種手当である。４節共済費３，２０１万３，０００円は、議員共済給付負担金と事務局職員の共済組合負担金で、平成２３年６月１日をもって廃止された議員年金は経過措置として、給付に要する費用の財源は毎年度、各地方公共団体が公費で負担することになっている。５節災害補償費２，０００円は科目設定で、７節報償費９万円については、議員研修会や視察先等における講師への謝礼を計上した。８節旅費５３９万８，０００円のうち、費用弁償４５３万１，０００円は議員１人当たりの行政視察旅費１２万円、調査活動旅費８万円のほか、各種議長会等への出席に要する旅費で、普通旅費８０万２，０００円は各種議長会や議員行政視察の随行等に要する事務局職員の旅費で、研修旅費６万５，０００円は事務局職員を対象とした各種議長会主催の研修会等への出席に要する旅費の計上である。９節交際費９０万円は、諸行事において贈呈する議長賞の記念品購入代、各種団体の総会等の出席に伴う負担金や協賛金、また、慶弔費など、議会が対外的な活動を行うために必要な経費である。１０節需用費３３７万９，０００円は新聞購読料、法規追録

代、事務用品代等の消耗品費、議会車の燃料費、市議会だより等の印刷製本費、議会車の点検一式に係る修繕料である。１１節役務費２３万２，０００円は電話料やインターネット接続料の通信運搬費、声の市議会だよりの製作等に係る手数料で、１２節委託料２９０万６，０００円は、会議録作成のための録音反訳及び会議録検索システムデータ作成業務に係る委託料である。１３節使用料及び賃借料１７４万円については、会議録検索システムの使用料や諏訪市で開催が予定される諏訪伊東姉妹都市議会議員交歓研修会及びグランシップにて開催予定の議員研修会への出席に要する自動車借上料のほか、議員控室ネットワーク機器及び事務局に設置の議会用パソコンのリースに要する機械器具借上料が主なものである。１７節備品購入費７万円は議会図書室用図書の購入費で、１８節負担金補助及び交付金１３８万円は各種議長会等負担金、諏訪市議会との姉妹都市交歓研修会負担金のほか、議員団体定期保険料が主なものである。以上が議会費の新年度予算の概要である。

最後の(3) その他であるが、事務局からは特にない。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 令和６年度議会費３月補正予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

令和６年度議会費３月補正予算についてを終了する。

次に、(2) 令和７年度議会費当初予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

令和７年度議会費当初予算についてを終了する。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で日程第２、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和７年２月１７日（月）午前１０時５５分（会議時間５５分）

以上の記録を認める。

令和7年2月17日

委員長 宮 崎 雅 薫